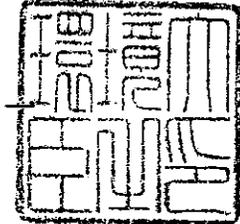




諮問第62号
環水企第176号
平成14年11月12日

中央環境審議会会長
森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣
鈴 木 俊



水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、水生生物の保全の観点から、同法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水生生物保全の観点からの環境基準等の水質目標については、平成5年1月の「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について（答申）」において、「化学物質による水生生物等への影響の防止といった新たな観点からの環境基準の設定の考え方は、我が国においても早急に検討していく必要がある」とされ、また、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項の規定に基づき平成12年12月に策定された環境基本計画においても、水生生物への影響にも留意した環境基準の検討などの取組を推進することの必要性が指摘されているところであるが、これまで、我が国では水生生物保全の観点を中心に据えた化学物質汚染に係る水質目標は設定されていない。他方、欧米諸国においては、既に1970年代から水生生物保全の観点からの環境基準等の水質目標が設定されてきている。

また、化学物質の水生生物に対する影響については、我が国の自然河川や湖沼水を用いた生物影響検討、フィールド調査等において、化学物質濃度が高い場合には水生生物に影響が表れていることを明示しているものが見られているところである。

このため、環境省においては、水生生物の保全に係る水質目標の考え方を整理するとともに、環境中濃度が高く、かつ、水生生物に影響を及ぼすレベルについて十分な知見が得られた物質を対象として、水質目標値の検討・導出を行った結果を取りまとめ、平成14年8月に報告書として公表したところである。

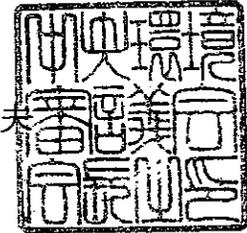
今回の諮問は、この検討結果を踏まえ、水生生物の保全の観点から、環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境基準を設定することについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第69号
平成14年11月12日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森 嶋 昭 夫



水生生物の保全に係る水質環境基準の
設定について（付議）

平成14年11月12日付け環水企第176号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。